

2017年11月6日

血漿分画製剤の輸出について

一般社団法人 日本血液製剤機構

- 1 国内自給を優先し、企業経営上の判断を踏まえた上で、未利用中間原料の活用により輸出の可能性のある製品の販売名

回答

現状において JB には輸出の可能性のある製品はないと考えます。

JB は血漿分画製剤の輸出について、以下のように考えております。

- 国内自給が達成されていない血漿分画製剤の輸出は、血液法に定める国内自給の基本理念を尊重し国内自給の達成を目指すべきであって、原則としてその輸出は行うべきではないと考える。
- 上記に拘らず、需給計画に定める当該年度に必要と見込まれる量を上回ると認められる国内献血由来の血漿分画製剤の輸出については、
 - ① 海外への人道支援を目的として無償又は低価で輸出することは差支えないものとする。
 - ② 日本の献血血液の更なる有効利用につながる一方で、血液法に定める国内自給の基本理念との間に齟齬を生じる（※）ことから、外国政府等の要請に基づき、極めて限定的に行われるべきである。

※自国においては国内自給を目指す一方で、国内献血製品の他国への輸出は当該国における国内自給を阻害する要因ともなること

- 2 血漿分画製剤の輸出が可能になった場合に想定される企業経営上のメリット

回答

前記 1 に示したように人道支援を目的とした限定的な輸出となることから、経済的なメリットは極めて限定的になるものと考えます。

3 (1で販売名を回答した場合) 血漿分画製剤の輸出に当たっての企業経営上の課題

回答

前記 1 に示したように製品の輸出については極めて限定的と考えておりますので、企業経営上の課題は特段ありません。

4 「国内需要の確保のための輸出貿易管理令」の統制を緩和することについて自由意見

回答

平成29年度第2回血液事業部会運営委員会資料5の貿易管理令②には「国内自給及び安定供給の確保のための血液製剤の統制は血液法に基づく需給計画により統制されるので、血液法による規制で必要十分ではないか」とされていますが、この考え方を基にして輸出貿易管理令にかかる経済産業省通達「血液製剤の輸出承認について」をどのように緩和することを想定されているのかが示されておりませんので、JBとしての意見を述べることはできません。